

この間の大雨で 被害を受けられた方へ

被災されました組合員の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

CO・OP共済にご加入の方は以下の共済金の対象となる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

◆住宅災害共済金（*1） ◆風水害等共済金（*2）

*1 CO・OP共済《たすけあい》（「ジュニアコース」は除く）に付帯されている保障です。

*2 CO・OP火災共済で適用となる場合があります。



ご請求の対象となる事例

対象となる事例	・土砂崩れで自宅が損壊した。 ・河川が氾濫し床上浸水した。
対象とならない事例	・大雨によって雨漏りした（屋根等の家屋に損壊がなかった場合）。 ・浸水でマイカーが動かなくなった。

※ 上記はあくまで例です。実際のお支払いは共済金請求書ご提出後の判断となります。なお、共済金請求書類につきましては、ご契約内容によって異なります。

※ 実損害額を保障するものではありません。

※ マイカー共済へご加入の方で、一部条件を満たす方は除きます。

ご請求の対象となる条件

CO・OP共済《たすけあい》	20万円以上の被害があった場合
CO・OP火災共済	共済の目的の住宅・家財に 10万円を超える被害があった場合

※ 詳しい保障内容については「加入者（契約者）のしおり」にてご確認をお願いいたします。

詳しいお問い合わせは・・・

■CO・OP共済《たすけあい》について（コープ共済センター）

生協名：いわて生活協同組合

☎ 0120-08-9431 月～土（祝日営業）9:00～18:00 ※年末年始休み

■CO・OP火災共済について

☎ 0120-6031-43

◆共済事故（住宅損害）の受付に関するご連絡 ⇒ ご用件番号【0】をご選択ください。

CO・OP火災共済事故受付センター 24時間365日受付可能

◆ご加入や現在のご契約に関するお問い合わせ ⇒ ご用件番号【1】をご選択ください。

CO・OP火災共済コールセンター 月～土（祝日営業）9:00～18:00 ※年末年始休み

◆◆◆ 災害に便乗した悪質商法や詐欺が多数発生しておりますのでご注意ください ◆◆◆

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しており、国民生活センターでは注意を呼びかけているほか、各地域の消費生活センター等にも相談が寄せられています。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。「共済金で代金は全額支払われる」「共済金の請求を代行する」などと言って修理の勧誘を受けた場合は、その場で契約等に応じないでください。

明日の暮らし、ささえあう

CO・OP共済